

とくしま医療センター東病院面会規程

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人国立病院機構とくしま医療センター東病院（以下「当院」という。）の入院患者への面会について必要な事項を定め、患者の療養生活の向上および尊厳の保持を図るとともに、円滑な入院療養を推進することを目的とする。

(面会の運用)

第2条 当院における入院患者への面会は次に掲げる運用にて行うこととする。

- 一 面会可能時間帯 11時00分～18時00分
 - 二 面会時間 1日2時間以内
 - 三 面会場所 病室内
 - 四 面会可能な方 小学生以上
- 2 面会を控えていただく面会者は次に掲げる者とする。
- 一 発熱・感冒症状・嘔吐下痢・全身の発疹がある方
 - 二 インフルエンザ等の流行感染症に罹患されている方
 - 三 同居家族がインフルエンザ等の流行感染症に罹患している方
- 3 面会に際し面会者には感染対策として次に掲げる対応を求めるものとする。
- 一 病院内でのマスク着用
 - 二 病棟で面会カードを記入
 - 三 病室の入退室時には、病室入口の手指消毒用アルコール製剤で手指の消毒

(面会の制限)

第3条 前条に定めるほか、次の各号に該当する場合は、必要最小限の範囲で面会の制限を行うこととする。

- 一 感染症の発生または流行等により、院内感染防止が必要な場合
 - 二 患者の病状等を鑑みて、医師が一時的な制限を必要と判断した場合
 - 三 その他、患者の安全・療養環境を著しく損なう恐れがある場合
- 2 患者の病状等を鑑みて、医師の判断により前条の面会運用及び前項各号の制限を緩和することができる。

(面会における留意事項)

第4条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- 一 他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること
 - 二 当院が定める面会時間や面会場所、感染対策等を守ること
 - 三 病室敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止されている行為を行わないこと
 - 四 その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと
- 2 前項各号に違反した場合、病棟看護師長または看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

(掲示および周知)

第5条 本規程の内容および面会制限時の内容は病棟等の見やすい場所に掲示するとともに、当院ホームページ等を活用し、周知を図る。

(本規程の定期的な見直しについて)

第6条 本規程は少なくとも年1回以上見直しを行うこととする。

附則

(施行期日)

この規程は、令和8年6月1日から施行する。